

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部改正について

「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」が令和3年6月11日に公布されました。

健康保険に関する改正は以下のとおりとなりますので、被保険者の皆様にご周知の程よろしくお願い申し上げます。

なお、詳細が決まりましたら別途ご案内いたします。

記

1. 任意継続被保険者制度の見直し **【施行日：令和4年1月1日】**

任意継続被保険者の資格喪失事由（次頁表1を参照。）について、現行制度に加え、任意継続被保険者からの申請により、その申請が受理された日の属する月の翌月1日に資格を喪失することが可能となります。

変更後の「任意継続被保険者資格喪失申請書」は、後日ご案内いたします。

また、任意継続被保険者の方については、「けんぽだより 秋号」にてご案内いたします。

2. 育児休業中の保険料の免除要件の見直し **【施行日：令和4年10月1日】**

短期の育児休業の取得に対応して、月内に2週間以上の育児休業を取得した場合には当該月の保険料を免除するものとし、賞与に係る保険料については1カ月を超える育児休業を取得している場合に限り、免除の対象とすることになります。（次頁表2を参照。）

変更後の様式は後日、ご案内いたします。

3. 傷病手当金の支給期間の通算化 **【施行日：令和4年1月1日】**

傷病手当金について、現行ではその支給を始めた日から起算して1年6カ月を超えない期間支給するとしていますが、今回の改正で、その支給を始めた日から通算して1年6カ月間支給することになります。（次頁表3を参照。）

4. お問い合わせ先

大阪本部	【任意継続・育児休業】	適用課	06-6941-5004
	【傷病手当金】	現金給付課	06-6941-5005
神戸支部	078-221-6100		
京都支部	075-801-2905		

表 1. 任意継続被保険者制度の見直し

【現行制度】喪失事由
①任意継続被保険者となった日から起算して2年を経過したとき。
②死亡したとき。
③保険料を納付期限までに納付しなかったとき。
④被用者保険または後期高齢者医療の被保険者となったとき。

【施行日：令和4年1月1日】

【改正後】喪失事由
①～④は現行のまま
⑤申請により、その申請が受理された日の属する月の翌月1日に資格を喪失することが可能。

表 2. 育児休業中の保険料の免除要件の見直し

【現行制度】
<p>《 毎月の給与 》</p> <p>育児中の社会保険料免除については、月末時点で育児を取得している場合に、当月の保険料が免除される仕組み。したがって、短期間の育児について、月末をまたぐか否かで保険料が免除されるか否かが決まるといふ不公平が発生。</p> <p>【長期間の育児】</p> <p>【短期間の育児】</p> <p>ケース①: 6月 免除 (育休期間 3日)</p> <p>ケース②: 6月 《免除されない》 (育休期間 14日)</p> <p>《 賞与 》</p> <p>賞与月の月末時点で育児を取得していると、賞与の支払を受けている場合であっても、賞与保険料が免除される。</p>

【施行日：令和4年10月1日】

【改正後】
<p>《 毎月の給与 》</p> <p>育児開始日の属する月については、その月の末日が育児期間中である場合に加えて、その月中に2週間以上育児を取得した場合にも保険料を免除する。</p> <p>【長期間の育児】※取扱い変更なし</p> <p>【短期間の育児】</p> <p>ケース①: 6月 免除 (育休期間 3日)</p> <p>★ケース②: 6月 免除 (育休期間 14日)</p> <p>《 賞与 》</p> <p>1カ月超の育児取得者に限り、賞与保険料の免除対象とする。</p>

このほか、男性の育児取得促進のため、出産直後の時期について、現在の育児よりも柔軟に取得可能な「新たな枠組み」が令和3年6月から1年6カ月以内に導入される予定であり、現在の育児と同様に社会保険料免除の対象とする予定です。
 [改正後の育児休業については各都道府県労働局雇用環境均等部（室）へ、育児休業給付については各ハローワークにご確認下さい。]

表 3. 傷病手当金の支給期間の通算化

【現行制度】
支給期間は、支給開始日から起算して1年6カ月を超えない期間。 ※その間、一時的に就労した場合であっても、その就労した期間が1年6カ月の計算に含まれる。

【施行日：令和4年1月1日】

【改正後】
支給期間を <u>通算して1年6カ月の期間まで</u> 支給。